

（午後1時00分 再開）

○議長（中本正人君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番16、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）皆さん、こんにちは。

3日目の最終会派、公明党議員団で終わりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、大項目1項目でございます。

災害に備えた市民協働のまちづくりを進めていくということで、安心安全のまち、住んでよかった橋本市となるようとの思いで質問させていただきたいと思っております。

東日本大震災以降、東日本をはじめ各地で地震が多発をし、日本列島は火山列島なんだと改めて強く感じます。東海、東南海、南海の3連動地震が起こるといった事態もそんなに遠くの話ではないのではないかと不安がよぎります。また、地球温暖化で災害がどうなっていくのかと考えますと、気候変動が大きくなることによってゲリラ豪雨や豪雪が起こったり、また、大きな被害や思わぬ被害が思わぬところで発生をしております。

橋本市におきましては、橋本市地域防災計画のもとに、橋本市災害時要援護者避難支援プラン全体計画が平成22年9月に発表され、23年の3月、それから、24年の6月、25年の4月と改正をされまして、支援計画が進められておるところです。平成25年に国の災害対策基本法が改正をされまして、「災害時要援護

者」が「避難行動要支援者」と名称が変更をされ、避難行動要支援者名簿と名称が改められました。この名簿作成を市町村に義務付けをしたことによりまして、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことになったとあります。

今年1月17日は阪神大震災より21年目、3月11日は東日本大震災より5年目となりますが、避難行動要支援者名簿に関する自治体アンケートによりまして、個人情報保護法の壁で自治体が苦慮をしている、また、救助された人たちがいつとき生活する福祉避難所は、開設までに時間がかかるなど、災害の弱者対策はまだ課題が多いとの報道がありました。

そこで本市における災害時の弱者対策についてということで、以下の点についてお伺いさせていただきます。

一つ、避難行動要支援者名簿の取り扱いに苦慮していること、今後の課題はありますか。

2番目に、避難行動要支援者の個別支援計画の作成はできていますか。

3番目に、地域においてふだんからの声かけ運動や地域の実情に応じた避難訓練が大事になると考えますが、どのように進めておられますか。

4番目に、福祉避難所として指定できる施設はできましたでしょうか。

5番目に、新設をされたこども園は、乳幼児を受け入れる2次避難所としていただけないでしょうか。

6番目に、福祉避難所設置運営マニュアルは作成されましたでしょうか。

7番目に、橋本創生総合戦略の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりということで、家具固定事業と防災講座事業が挙がっておりますが、それについてお伺いさせていただきます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中本正人君） 9番 楠本君の質問、災害時に備えた市民協働のまちづくりに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君） 一点目の避難行動要支援者名簿の取り扱いに苦慮していること、今後の課題についてのご質問にお答えします。

本市では、これまで避難行動要支援者として、名簿の趣旨を説明し、登録申請された方について、災害時要支援者名簿を作成してきました。また、介護認定を受けている方についても、認定の更新時などに説明を行うなど、積極的に登録を促してきました。作成後の名簿の提供については、本人が提供に同意している内容ではあるものの、要介護度や障がいの程度などの個人情報に記載されていることから、守秘義務のある民生委員にのみ提供しているのが現状です。

平成25年の災害対策基本法の改正により、住民等が円滑かつ安全に避難できるよう、市町村長は避難行動要支援者名簿を作成しなければならないことや名簿情報の提供について明確化されました。名簿の提供については、これまで同意書に明文化されていた提供範囲に加え、消防機関や警察が新たに明文化されたことから、同意のとり直しが必要となっていることが課題となっています。

次に、二点目の避難行動要支援者の個別計画の作成についてお答えします。

個別計画作成に向け、今年度、南名古屋区

と学文路区をモデル地区として取り組みを行っています。南名古屋区では、対象者名簿を作成の上、対象者への個別訪問を実施し、現在個別計画を作成中です。今後、区の会議を経て運用を始める予定です。また、学文路区については、回覧板を通して登録希望者を募った結果、100名を超える方が登録を希望されました。今後、対象者名簿を作成の上、対象者への訪問を行い、個別計画の作成に取り組むこととなります。

なお、この二つのモデル地区での個別計画作成後、ほかの各地区においても個別計画を作成していくこととなりますが、既に支援者の確保問題などが課題として上がっています。

次に、四点目の福祉避難所として指定できる施設についてお答えします。

本市では、現在13施設を福祉避難所として指定しています。指定施設としては、社会福祉法人の施設が12施設、聴覚障がい者の避難所として、応其小学校が指定されています。

また、和歌山県において、和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合と、「災害時における避難者の受入れに関する基本協定」が締結されており、健康を損ない、または、健康を損なうおそれがある者の避難施設として、市内6施設が指定されています。

次に、六点目の福祉避難所設置運営マニュアルについてお答えします。

福祉避難所設置運営マニュアルについては、平成27年2月に作成し、福祉避難所協定書締結時に各指定施設に配付しています。

○議長（中本正人君） 総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

総務部長。

○総務部長（吉本孝久君） 次に、三点目の地域において普段からの声かけ運動や地域の実情に応じた避難訓練の促進についてお答えします。

各地区・自主防災会はもとより老人会やサロン等が主催する防災訓練や防災研修会への出前講座において、災害発生時に最も重要となる自助の啓発と、災害発生後に近隣所での助け合いが多く命を救うこととなる共助の重要性を説明しています。また、訓練内容や講話内容を事前に打ち合わせすることで、地域の実情に応じたものとなるよう心がけています。

次に、五点目のこども園については、災害時においても基本的には開園しており、保護者は子どもを預けに来ることとなります。したがって、乳幼児を含め、受け入れる拠点避難所として指定することは難しいと考えています。なお、市内35箇所の拠点避難所では、平成24年度より毎年地区役員・自主防災会役員、施設管理者の学校長、また、拠点避難所の従事職員である近隣在住の市職員及び校務員で避難所勉強会を開催しており、乳幼児や妊産婦、障がい者や介護の必要な高齢者などの要援護者については、施設管理者の了解を得て、空き教室の利用などに配慮する取り組みを行っています。

次に、七点目の橋本創生総合戦略における家具固定事業は、橋本市家具転倒防止金具等取付事業として、地震災害における家具転倒等による被害から高齢者及び障がい者等の生命及び財産を守り、安心して生活できる環境を維持することを目的としています。内容については、地震発生時に転倒する可能性のある家具の事前調査及び金具の取付業務を事業者へ委託し、その費用を市が負担するものがありますが、利用できる回数は対象となる世帯につき1回とし、取り付ける家具は3台以内とします。なお、金具の購入費用は利用者の負担となります。実施は、平成28年4月1日を予定しています。また、市が負担した費用の2分の1は、和歌山県が実施する「わか

やま防災力パワーアップ補助金」の対象となります。

次に、各学校での防災講座については、児童に防災意識を持ってもらうために、例年5校程度の小学校で行っています。しかしながら、未実施の学校もあることから、平成28年度は15校全ての小学校と協議し、各学校のニーズに応じた防災講座を実施していきます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

私たち、今住んでいる地域におきましては、まずは、いろんな意味で困っている人をちょっとでも手当てしていこうという考え方でいきますと、災害が起きたときにおいても、やっぱり一番弱い立場の人に対して、一番配慮をしていこうじゃないかというふうな対策を進めていくと、結局は地域全体においても、また、全ての人においても支援が手厚くなるのではないかと私は思っているんです。こういった災害時には、もうお一人では、自力で逃げるできないという要援護者と言われる方々を軸とした対策を進めていくということが、結局は元気な人をも助けていく支援が手厚くなるというふうに思っております。

まず1番目の、国の災害対策基本法が変わりましたので、「要援護者」から「避難行動要支援者」という言葉に、言葉というか、そういう名前に変わりました、個人情報保護法も緩くなって名簿が作成しやすくなったというふうに思っているんで、橋本市もその避難行動要支援者名簿はできているというふうに思っていますか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）この避難行動

要支援者名簿でございますけれども、答弁の中でも申し上げましたけれども、災害対策基本法、これが25年度に改正される以前から、こういう趣旨の名簿の作成に本市は取り組んでまいりました。さらにその以前には、社会福祉協議会で同様の名簿があったというふうに聞いております。そのときにつくってございますのが、いわゆる災害時要援護者名簿というネーミングの名簿で、ここに約2,080名のデータが入っております。現在、このデータを引き継ぎまして、避難行動要支援者名簿として作成に取り組んでおるところです。形としては、あるかないかと申し上げますと、実際、ございます。ございますが、この名簿の実際、万が一、災害のときの活用法、あるいは、名簿というのはそれぞれデータ更新していかんと意味がございませんので、そのようなことを考えまして、システム化に取り組んでございます。こういうシステム構築を平成27年度に行いまして、ほぼ完成してございます。システム的には、介護保険の情報、福祉の障がい者の情報、あるいは、住民基本データの情報等々も連携をとって更新していくというような形で名簿を作成して、現在保有しておるという状況でございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）名簿の更新について言われたんですけど、名簿を更新していくということは大事なことやと思うんですけど、それを含めて、名簿はどれくらいの、年に何回とか、何年に何回とかという感じで名簿を更新されていくのか、名簿を更新しながらシステム化をしていただけるんですか。すいません、もう一度お願いします。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）システム化というか、システムで管理するという意味でございまして、今申し上げました2,080名につい

てはもうシステムに入力済みということになってございます。

それと、この名簿の趣旨でございますけれども、本来は議員おっしゃられるとおり、避難するときに単独でできない支援が必要な方ということでございまして、この名簿自体の精度を上げていくためには、いわゆるデータ収集からさらに、そういう個別の方々の実情も織り込んで名簿を絞っていかねばならないという課題も残っております。あまりに、一律的な名簿を作成しますと、非常にデータ数が多くなりまして、実際の運用のときには、あまり効果が薄れるのかなという気持ちもございます。そういうようなことから、名簿を作成していくわけですが、システム上は随時、やっぱり例えば月に1回データ更新を行う、これは可能でございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

そうしますと、本当にそういった形で更新ができるということは、生きた名簿になっていくんだというふうなことになるかと思うんで、その名簿が災害時のときに本当に役に立つ名簿として使っていただけるようにするには、やっぱり関係機関とその名簿を共有していくということが大事やというふうに言われているんですけど、そういった大事な機関というふうになれば、自治会の民生委員であったり、自治会のいろんな役職のある方等も入ってくるかと思うんですけど、消防機関というのはすごい大事やと思うんですけど、消防長、きょうはおられるんで突然振って申しわけないですけど、こういった名簿について、消防機関と今は共有されていないということになるんでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）名簿の提供の関係でございます。法律的に申しますと、二

つの段階がございます。一つは、災害時になったときに提供する。これは本人の同意もなく、持っている名簿を当然、災害支援の、避難支援のためという目的に限定して、これは本人の同意は要りません。平常時に、災害に備えて情報を共有するという場合には、原則的に本人の同意を得てくださいということになってございます。先ほど私、申し上げた、以前からつくっている本市の名簿をつくる際の同意書が、今回明文化された消防機関と警察という文言が入っていなかったもので、その部分については、再度同意を得る必要があると現時点、事務方は考えてございます。

ただ、答弁の中にもございましたとおり、個別計画をつくるということに向けて、現在モデル地区2地区で個別計画に取り組んでおるんですが、その地区については、この同意はもう得ているという、追加の同意は得ているということでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）すいません、勉強不足で。災害が起きたら、その名簿は使える。でも、災害が起きる前にある程度共有しておかないと、そんなん急に使えないでしょう、わからないでしょうということで、災害前からその名簿を共有しておくということが大事ではないかと思うんです。それをしようと思えば、市で何か条例をつくって共有化をしないといけないのか、勝手にできるのか、そのあたりは市としてはどういう形で、災害前から共有していこうよということは考えておられる、進めておられるか、お伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時から提供につきましては、市町村が災害対策基本条例等を定めていれば可能なんですけども、

避難行動支援者検討委員会において、十分検討してまいりたいと考えます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そしたら、今後、災害前からもこういった名簿を共有できるようにしていくと、検討は前向きにしていくということで、条例化するというところでよろしいですか。やっていただけるということで、そういうふうにとらせていただきましたんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次、個別計画というのは、なかなかそれまでできていないのに、次に個別計画ってなかなか大変やと思うんですけど、モデル地区で進めていただいているというのをお聞きしましたんで、そういったモデル地区で進めながら、今度、またもっと広く自主防災組織なんかもお力をいただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

橋本市の自治会が今109ですか、ありますので、そこには必ず自主防災組織があるのかと思うんですけど、ないところもあるかもわかりません。今日非常に高齢化もしておりますし、橋本市といっても広いですので、過疎化もしていますし、もう本当に自治会が機能していないところもあるかと思うんですけども、そういった意味で橋本市全体を見て、災害が起きたときに、もうそんな自治会がどうのこうのとか言っていられない、もう本当にここは被災リスクが高いよ、過疎化で大変なんだよという地域が特別に、特区と言うたらおかしいですけど、特別にそういう地域というのは、橋本市全体の中で、もう既にありますでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）今のご質問は自主防災会の結成率というふうにご捉えてよろしいでしょうか。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）それもありますけど、もう自治会自身も大変やというところあたりで、本当に要援護者を市からも救い上げてもらわないともうできないというような地域というのはあるのかなって、そういうのはないですか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）お答えになるかどうかはわかりませんが、実際、今回個別計画をつくる取り組み、これ、モデル地区を選定して行っております。学文路区と南名古屋区なんですけれども、まず私どもが考えましたのは、学文路区というのは、大雨が降ったときに避難所に集まっていたとこの数年、何回かあります。それと、南名古屋区は、以前から防災に対して、地域の方々がお取り組みいただいているという先進的な地域ということで、まずモデル地区でやってみて、その課題等を見極めてから、それから、順次ほかの地区に個別計画をお願いしていく、こういうふうな計画でございました。

私、申し上げたいのは、こういうふうな、いわゆる個別計画をつくる時、あるいは、多分、議員おただしの部分もこの部分と思うんですけども、そういうふうなお取り組みを地域の方々がしていただくこと自体がそういう体制づくりにつながってくるというふうに考えております。

まず、我々、一番先進的な地域から手始めに行おうとしました。だから、議員おただしのそういうふうなちょっと懸念されるような場所も実際あることはあります。そういうふうな先行の成功事例を例にして、順次、できるだけ早い時期に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。

そしたら次に、3番の地域における普段からの声かけ運動とか、地域の実情に応じた避難訓練につきましては、自主防災組織がしっかりしているところであったりとか、老人会とか、ふれあいサロンがしっかりやっていたり地域がやはり進めていただいているのかなということで、行政だけではなく、お一人おひとりの地域の協働がなければ進まないよというふうに感じます。地域でも、やはりそういったことを大いに進めていただけるようお願いをさせていただきたいというふうに思います。なかなか行政主導で何もできないって思いますので、思いますけれども、そういったことをやっていただきたいということをしつかりと訴えていただきたいというふうに思います。

次、4番目なんですけど、福祉避難所の指定につきまして何回か質問させていただきまして、今回13施設に指定していただきまして、本当にありがたいというふうに思います。この福祉避難所の13施設につきましては、ホームページ等で上がってなかったのが、災害援護者となられる方、関係方々が福祉避難所はどこかということをお知らせしていただければいいのかなとは思いますが、やはり市民全体的に福祉避難所も指定できたところがあるということをお知らせしていただけたらと思うんですけど、広報とかに載せるとか、また、ホームページにも載せていただくとかということは、今後していただけないでしょうか。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）福祉避難所施設等のデータにつきましては、今後そういうふうな制度のPRも含めて広報をしたいと考えます。ただ、福祉避難所の位置付けなんですけれども、要支援者の方もまずは一時避難所、いわゆる拠点避難所に避難していただく

ということになってございます。それから、福祉避難所に必要な方が移っていただくということで、直接福祉避難所に避難していただくということではございません。そういうことで、こういう場所はこういう指定されていますよというのは、こういう制度で体制が整っています、あるいは、そういう取り組みをさせてもらっています的なPRはさせていただきたいなと思います。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）部長言われるとおりに、拠点避難場所を開いて、開いてからの2次避難所としての福祉避難所ですので、それはよくわかっているんですけど、やはりすぐには開けないというのは、今までの災害が起きた場所においても、福祉避難所であってもなかなか開かれなかったということをおっしゃいますので、スムーズに開けられるようにするにはいろんな情報をたくさんの方が共有しておくということは大事なかなというふうに思うんです。

福祉避難所をどのように開いて、どのように閉めていくのかということも、設置運営マニュアルというのをつくっていただきたいということを訴えさせていただいておりましたら、早速、昨年27年2月に福祉避難所の設置運営マニュアルというのを、市としてつくっていただきました。これもすごい感謝したいところです。すごく前向きに進めていただけたかなと思うんですけど、このマニュアルどおりに、マニュアルをつくっていただきましたので、その福祉避難所を設置するためには、平常時にはどんなことをしていかなければならないというような訓練につきましては、どのように今、進められておるのか、今後進められていくのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、このマニュアルの中に平常時の対応の仕方等も規定してございます。正直申し上げて、現時点、各施設の方々にこういう福祉避難所ということで説明を差し上げて理解をいただき、協定書を締結して現在に至っておるわけですが、そのマニュアルどおりの、例えば取り組みについては、まだ十分な実施には至ってございませんので、今後取り組んでいかねばならないところだと考えております。なお、福祉避難所につきましては、福祉避難所、今13施設でございますけれども、それに先立って平成18年度に「要援護者等の避難所」ということで協定書を締結している施設が26施設ございました。その施設の中から今回福祉避難所ということで指定をさせていただいて、順次広げていきたいというふうに考えてございます。その働きかけと並行して、そういう日常、平常時の取り組みについても今後、十分取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願ひいたします。

ちょっと戻りまして、すいません、こども園なんですけど、私の住んでいる地域にこども園が近くにできましたので、地域の方から協定避難場所はあるんですけど、近いから、こども園が拠点避難場所みたいなにはなれへんのかなというふうに聞かれることがあるんです。今のご答弁でしたら、多分こども園、もし災害が起きたときに、乳児、ゼロ歳児から預かっていただいているので、そういった乳児がおられたら、災害のときにいたら、そこには当然、多分お母さんやお父さんやら、家族の方が迎えにもこられる、そこへ来られるので、起きたときには開かざるを得ないというか、そこにおらざるを得ないような形に

なってしまうのではないかと思うんですけど、災害時になればそうなるかもわかれへんけど、今はそういったことを、2次避難所と指定するようなことはできないということやと思うんですけど、前もってそういった乳幼児のおられる施設を、協定なり指定をされている自治体もあるんですけど、災害が起きてからという前にもお取り組みはできないものかということで、再度伺わせていただきます。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）その点は、実は、担当課ともいろいろお話もさせていただきました。公の協定とか指定とか、それは実際のところ、もし災害が起こったとしても、こども園、保育を必要とする状態がまさに発生したという、結局こども園としての業務はそのとき需用があるという、これが東北の大震災のときもそのような状況であったらしいです。そういうふうなことも聞き及んでいますので、平常時からそういうお約束というのはちょっと難しいのかなというふうな考え方でございます。

当然、災害時になって、現場、そういうふうな状況になれば、それはもうその現場の判断ということで、そういうふうな受け入れはしてくれるのではないかなというふうには考えておりますけれども、事前のお約束というのは、公式な協定なり指定というのは、制度上難しいのかなというふうなことでございます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）わかりました。

それでは次に、7番、最後になるんですけど、今回の創生総合戦略の中で、安心・安全な暮らしを支えるまちづくりということで、家具の固定事業をまたしていただけるということになっているんですけど、平成23年6月やったと思うんですけど、県の防災対策とし

てしていただけたことがございます。それで、このときの対策で、どれくらいの世帯の方がこれを活用されたのかなというのがあるんですけど、今回のまた、これは県もバックアップしていただけるという事業であるかということをお聞きしたんですけど、すいません、これはどういった方が対象になるのか、どうやって広報していただけてるのか、お願いします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）家具固定事業の対象者でございますけども、一点目として65歳以上の方、それから、二点目として要介護2以上、三点目として身体障害者手帳1級と2級、四点目として療育手帳A以上、五点目として精神手帳1級、六点目として特定疾患医療受給者の交付を受けている者、それから、その他市長が認める者というふうになっておりまして、この事業につきましては、県の補助金、橋本市では平成28年度で70万8,000円の事業費を組んでおりまして、そのうち半分は和歌山県のパワーアップ補助金が充当されます。残り半分は市の負担になるんですけども、その残りの市の負担の2分の1は地方創生、この事業によって市の負担の分の2分の1は補填されるという事業になります。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）お知らせはしていただけますか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）申しわけございません。これにつきましては、広報及びホームページのほうにアップしていきたいと考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしく申し上げます。こういった避難行動要支援者対策を進めていくということについて、大きな防災計画とい

たしましては、橋本市の防災計画が大きな計画の中の一部になるかと思うんですけれども、そういった防災会議が開かれているわけですが、女性の視点を生かした防災対策を進めていただきたいということを訴えさせてもらっているんですけど、副市長が女性でお願いしているときは、女性の委員も多かったと思うんですけど、防災会議において女性の委員が少なくなっているというふうなことをちらっとお聞きしているんですけど、女性の視点を生かした防災対策を進めていただくには、やっぱり女性の委員をしっかりと入れていただきたいというのを思っているんです。今少なくとも、無理をしても女性を入れていただきたいと思うんですけど、そのあたりは、すいません、市長か副市長か、お願いしたいと思います。

○議長（中本正人君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）ちょっと副市長は変わりましたので、私、女性になるわけにもいかないんですけども、確かに議員ご指摘のと

おり、若干ほかの各種委員の中でも女性の方に入ってもらってあったんですけども、最近ちょっとその機関自体がなくなったというふうなことで、その分、女性が減っております。私のほうからも担当課のほうには、それにかわる方を探すようにという、一応、指示はしております、全然いてないわけではないんで何人かは入ってもらっているんですけども、少なくなってくるというのは確かに議員ご指摘のとおりですので、何らかの対応は今後引き続き考えていきたいというふうに考えております。

○議長（中本正人君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）よろしくお願いをいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（中本正人君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。

この際、2時まで休憩いたします。

（午後1時45分 休憩）